

令和6年第6回各務原市教育委員会会議録

日時 令和6年5月7日（火）
午後3時00分開会
午後3時50分閉会
場所 産業文化センター7階第1大会議室

1 出席委員

教育長 加藤 壽志、委員 大友 克之、委員 大堀 憲、委員 和智 陽子、
委員 小島 聡太郎

2 出席職員

（教育委員会事務局）

事務局長 横山 直樹、次長兼総務課長 足立 勉、学校施設課長 嶽 翁輔、
学校教育課長 奥村 篤、中央図書館長 新居 美保、青少年教育課長 神田 香里、
文化財課長 西村 勝広、スポーツ課長 河瀬 憲政、少年自然の家所長 奥村 謙司、
学校給食センター所長 片桐 章雄

3 会議の書記

教育委員会事務局総務課主幹 後藤 剛、教育委員会事務局総務課主任主事 砂川 雄哉

4 会議に付した案件

議第15号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（令和6年度教育費の補正予算について）

議第16号 公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある事項に関する事

報第12号 （専決処分の承認）各務原市特別支援教育推進連携協議会委員の委嘱について

報第13号 （専決処分の承認）各務原市教育支援委員会委員の委嘱について

報第14号 （専決処分の承認）各務原市教育センター運営委員会委員の委嘱について

報第15号 （専決処分の承認）各務原市少年センター運営委員会委員の委嘱について

報第16号 （専決処分の承認）各務原市少年センター補導委員の委嘱について

報第17号 （専決処分の承認）各務原市図書館協議会委員の委嘱について

報第18号 （専決処分の承認）各務原市少年自然の家運営委員会委員の委嘱について

報第19号 （専決処分の承認）各務原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

報第20号 （専決処分の承認）各務原市学校給食センター物資選定委員会委員の委嘱について

5 開会

教育長より、開会を宣言。

6 議事の概要

(1) 議決事項

教 育 長 本日の議案中、議第15号は、議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事、議第16号は、公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある事項に関する事に該当するため、非公開としたいと思ひます。

教 育 長 非公開とすることに異議はありませんか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 では、当該案件については非公開とします。

議第15号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（令和6年度教育費の補正予算について）

教 育 長 議第15号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

総務課長 （議第15号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第15号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第15号を原案通り承認いたします。

議第16号 公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある事項に関する事

（内容非公開）

報第12号 （専決処分の承認）各務原市特別支援教育推進連携協議会委員の委嘱について

教 育 長 報第12号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 （報第12号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第12号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第12号を原案通り承認いたします。

報第13号 （専決処分の承認）各務原市教育支援委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第13号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 （報第13号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第13号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第13号を原案通り承認いたします。

報第14号 (専決処分の承認) 各務原市教育センター運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第14号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (報第14号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第14号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第14号を原案通り承認いたします。

報第15号 (専決処分の承認) 各務原市少年センター運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第15号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

青少年教育課長 (報第15号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第15号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第15号を原案通り承認いたします。

報第16号 (専決処分の承認) 各務原市少年センター補導委員の委嘱について

教 育 長 報第16号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

青少年教育課長 (報第16号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第16号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第16号を原案通り承認いたします。

報第17号 (専決処分の承認) 各務原市図書館協議会委員の委嘱について

教 育 長 報第17号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

中央図書館長 (報第17号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

和 智 委 員 家庭教育の向上に資する活動を行う者については、どのように選定したのですか。

中央図書館長 図書館をよく利用いただいている方の中から選定しました。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第17号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第17号を原案通り承認いたします。

報第18号 (専決処分の承認) 各務原市少年自然の家運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第18号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

少年自然の家所長 (報第18号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第18号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第18号を原案通り承認いたします。

報第19号 (専決処分の承認) 各務原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第19号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校給食センター所長 (報第19号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

和 智 委 員 一部の委員について、決定が遅くなった理由はなぜですか。

学校給食センター所長 本来2年間の任期ですが、仕事の関係で今年度はできないということがありますので、その確認に時間を要しました。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第19号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第19号を原案通り承認いたします。

報第20号 (専決処分の承認) 各務原市学校給食センター物資選定委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第20号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校給食センター所長 (報第20号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 堀 委 員 給食の物資選定について、子どもたちの人気の食材やメニューは、反映されていますか。

学校給食センター所長 この委員会では、材料を選定するものになります。献立には、人気等を考慮した上で、それを作るための材料を、価格や味、成分等を鑑みて選定します。

大 堀 委 員 参考までに、子どもたちの意見は把握していますか。

学校給食センター所長 栄養教諭が毎日異なる学校に行き、栄養指導をする中で、子どもたちの話を聞いているところもありますので、そういった中で意見を収集しているところです。

大 堀 委 員 昼食はとても大事で、不登校等にも関係していると思いますので、今後もよろしくをお願いします。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第20号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第20号を原案通り承認いたします。

大友委員 定数に対して減員した理由は、一部の者が決めたと言われなかったためにも、明らかにしておいた方が良いと思います。

また、委員会定数が偶数である委員会が目立ちました。賛否が同数である場合、委員長が決定する規定がある場合を除き、定数は奇数とした方が良いのではないかと思います。

事務局長 賛否同数になった場合の決定方法については、注意して事務執行に努めたいと思います。

7 閉会

教育長より、閉会を宣言。